

個別主張一覧表(1)

原告らの主張						被告の主張及び原告らの認否									
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 ・全面 ・見開き	記事	関連性	撮影中の活動		写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等		記事の有無等
									被告	原告ら			被告	原告ら	
甲1-1	表紙	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A	E	C	D	C	A	
甲1-2		中央	H						A	E	A	C	B	A	
甲1-3		下	H						D	E	B	A	C	A	
甲1-4	表袖	上	H, K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	無		E	E	C	D	C	E	
甲1-5		下	H						E	E	C	C	E		
甲1-6	1	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A	E	C	D	C	A	
甲1-7		下	H						A	E	A	C	B	A	
甲1-8	2		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	A	C	C	E	
甲1-9	3		H, J, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	D	C	C	
甲1-10	4		H	同上	A	全	無		A	B	B	D	C	E	
甲1-11	5		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約18%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	D	C	B	C	C	
甲1-12	6		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	E	
甲1-13	7	上	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	F	B	C	
甲1-14		下	H						A	D	C	C	C		
甲1-15	8		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	E	
甲1-16	9	上	H	同上	A	全	無		A	D	C	C	C	E	
甲1-17		下	H						A	D	C	C	C	E	
甲1-18	10		H	同上	A	全	無		A	C	C	C	B	E	
甲1-19	11		H	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	E	
甲1-20	12		H, I, L	同上	A	全	無		A	C	C	D	C	E	
甲1-21	13	上	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	D	B	E	C	C	
甲1-22		下	H						D	D	B	C	C	C	
甲1-23	14, 15		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、その大きさは本件写真の約8%にすぎず、また、写真右下の紹介記事の大きさも本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	無	D	C	C	F	C	C	
甲1-24	16	左上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。真中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲1-24の写真の約22%にすぎず、また、真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは、甲1-25の写真の約12%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	E	C	D	B	C	
甲1-25		下	H, I, J, K, L						A	D	C	D	C	C	
甲1-26	16, 17	右上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	C	C	D	C	C	
甲1-27	18		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	C	D	C	C	
甲1-28	19		H, I, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	D	C	D	
甲1-29	20, 21		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	D	B	C	D	C	B	
甲1-30	22		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	B	C	B	D	
甲1-31	23		H	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	C	B	C	C	
甲1-32	24		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	D	C	D	B	C	

甲1-63	52		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	D
甲1-64	53		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	B	B	C	C	B
甲1-65	54, 55		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	B	C	B	C	E
甲1-66	56		H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E	C	C	C	C	C
甲1-67	57	上	H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁右上に記事があるが、記事の大きさは両写真の約21%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の様子がアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	E	D	C	F	C	C
甲1-68		下	H, K						E	E	C	F	C	C
甲1-69	58		H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E	C	C	C	C	E
甲1-70	59	左上	H	同上	B	全	無		E	D	C	B	C	E
甲1-71		右上	H						E	D	C	F	C	E
甲1-72		下	H						E	E	C	B	C	E
甲1-73	60, 61		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、また、写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	無	A	B	C	D	C	C
甲1-74	62	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D	C	D	C	E
甲1-75		下	H						A	D	C	B	C	E
甲1-76	63	上	H	同上	A	全	無		A	D	C	C	C	E
甲1-77		下	H, I, J, K, L						A	D	C	D	C	E
甲1-78	64	左上	H	同上	A	全	無		A	D	C	C	B	E
甲1-79		右上	H						A	D	C	C	B	E
甲1-80		下	H, K						A	D	C	D	C	E
甲1-81		上	H, K						A	D	C	D	C	E
甲1-82	65	左下	H, K	同上	A	全	無		A	E	C	D	C	E
甲1-83		右下	H						A	E	C	C	C	E
甲1-84	66		H	同上	A	全	無		A	B	B	C	B	D
甲1-85	67	上	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	C	C	C
甲1-86		下	H						A	D	A	C	C	C
甲1-87	68		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	B	C	E
甲1-88	69		H, I	同上	A	全	無		A	B	C	D	C	E
甲1-89	70, 71		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	B	C	D	B	E
甲1-90	72		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	C	C	C	C
甲1-91	73	左上	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D	C	C	C	D
甲1-92		右上	H						A	D	C	A	C	D
甲1-93		下	H						A	D	C	B	B	D
甲1-94	74		H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	C	C	B	E
甲1-95	75		H	同上	A	全	無		A	C	C	C	B	E
甲1-96	76, 77		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	B	C	D	C	E
甲1-97	78	上	H, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D	C	D	C	E
甲1-98		下	H						A	D	C	B	C	E
甲1-99	79		H, L	同上	A	全	無		A	C	C	D	C	E
甲1-100	80	上	H, I	同上	A	全	無		A	D	C	D	B	D
甲1-101		下	H						A	D	C	C	C	D
甲1-102	81	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の大きさは本頁の写真3枚の大ききの約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	D	C	D	C	C
甲1-103		左下	H						A	E	C	C	C	C
甲1-104		右下	H						A	E	C	C	C	C

甲1-105	82, 83		H	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	B	C	B	B	E	
甲1-106	84		H, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	D	B	D	
甲1-107	85	左	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本頁の写真3枚の大きさの約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	B	C	C	
甲1-108		右上	H						A	D	C	C	C	C	
甲1-109		右下	H						A	E	C	D	C	C	
甲1-110	86		H	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	D	C	E	
甲1-111	87		H	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	E	
甲1-112	88, 89	左下	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	D	C	F	C	E	
甲1-113		右上	H						A	B	C	B	C	E	
甲1-114	90, 91	左	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	C	C	B	B	E	
甲1-115		中央	H						A	D	C	B	C	E	
甲1-116		右	H						A	D	C	B	C	E	
甲1-117	92	上	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。頁中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本頁の写真3枚の大きさの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	E	C	C	
甲1-118		左下	H						A	E	C	B	C	C	
甲1-119		右下	H, I						A	E	C	D	C	C	
甲1-120	93	左上	H, J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C	D	C	D	
甲1-121		右上	H						A	E	C	B	C	D	
甲1-122		下	H						A	D	C	E	C	D	
甲1-123	94		H	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	E	
甲1-124	95	上	H, K, L	同上	A	全	無		A	D	C	D	C	E	
甲1-125		左下	H						A	E	C	B	C	E	
甲1-126		右下	H						A	E	C	B	C	E	
甲1-127	96	左	H	同上	A	全	無		C	D	C	C	B	D	
甲1-128		右上	H						A	E	C	C	C	D	
甲1-129		右下	H, J, K						A	E	C	C	C	D	
甲1-130	97	背景	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁全体の背景と頁中央に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約43%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。					D	B	C	C	C	B	
甲1-131			H						G	E	B	B	C	C	
甲1-132	98, 99	背景	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、見開き2頁全体の背景と、98頁左上及び右下、99頁右下に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容はこれらの写真とは関連しない内容である上、その大きさは2頁全体の約38%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。					A	A	C	C	B	B	
甲1-133	左	H	A						D	B	C	B	C		
甲1-134	右	H	A						D	B	C	B	C		
甲1-135	99	H	A						D	C	C	B	C		
甲1-136	100	左	H	甲1-136は左記被撮影者の映画撮影時のオフショットの、甲1-137は左記被撮影者のプライベート時のカラー写真である。同頁下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約24%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	C	E	C	B	C	C	
甲1-137		右	H						G	E	C	A	C	C	
甲1-138	101		H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	C	C	C	A	D	
甲1-139	102	左	H	同上	B	全	無		G	F	D	C	F	C	E
甲1-140		右	H						G	F	D	C	F	C	E
甲1-141	103	左	H	同上	B	全	無		G	F	D	C	F	C	E
甲1-142		右	H						G	F	D	C	C	C	E
甲1-143	104		H	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	E	
甲1-144	105	左	H	同上	B	全	無		G	F	D	C	C	A	E
甲1-145		右上	H						G	F	E	C	F	C	E
甲1-146		右下	H						G	F	E	C	B	C	E
甲1-147	106		H	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	D	
甲1-148	107	上	H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。頁右下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	C	C	F	C	C
甲1-149		下	H						G	F	D	C	B	C	C
甲1-150	108, 109	左上	H, I, J, K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、原告らが発売したCDをリスト化したのみの、本件写真と全く関連しない内容であり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	無	C	E	C	E	C	E	
甲1-151		下	H, I, J, K, L						C	D	C	D	B	E	
甲1-152		右上	H, I, J, K, L						C	C	C	D	C	E	
甲1-153	110		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		C	D	C	D	C	E	
甲1-154	111	上	H	同上	A	一	無		A	E	C	C	C	E	
甲1-155		下	H						D	E	C	A	C	E	

甲1-156	112	左	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	—	無		D	E	C	A	C	E	
甲1-157		中央上	H		A	—	無		A	E	C	A	C	E	
甲1-158		中央下	H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	—	無		G	F	E	C	A	C	E
甲1-159		右上	H	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	—	無		D	E	C	A	C	E	
甲1-160		右下	H		A	—	無		A	E	C	A	C	E	
甲1-161	裏表紙	左	H	同上	A	—	無		D	E	C	C	B	A	
甲1-162		右	H、I、K、L	同上	A	—	無		A	E	C	D	C	A	

個別主張一覧表(2)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否										
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 ・全面 ・見開き	記事	関連性	被告		原告ら		被告		原告ら		被告		原告ら	
									被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら		
甲2-1	表紙	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A	E	C	D	C	A						
甲2-2		中央	I						A	E	B	C	B	A						
甲2-3		下	I							D	E	B	A	C	A					
甲2-4	表袖	上	I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	無		E	E	C	B	C	E						
甲2-5		下	I							E	E	C	F	C	E					
甲2-6	1	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A	E	C	D	C	A						
甲2-7		下	I							A	E	B	C	B	A					
甲2-8	2,3		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	D	A	C	B	C						
甲2-9				H, I, J						D	B	C	F	C	D					
甲2-10	4		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	C	C	C	E	D					
甲2-11	5	左	I, J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約30%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	D	C	D	C	C						
甲2-12		右	I							A	D	C	C	C	C					
甲2-13	6		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	B	C	B	E						
甲2-14	7	左上	I	同上	A	全	無		A	E	C	C	C	E						
甲2-15		右上	I						A	E	C	F	B	E						
甲2-16		左下	I						A	E	C	C	C	E						
甲2-17		右下	I						A	E	C	F	C	E						
甲2-18	8		I	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	E						
甲2-19	9		I	同上	A	全	無		A	B	C	C	B	E						
甲2-20	10	上	I	同上	A	全	無		A	D	C	C	C	E						
甲2-21		下	H, I, L						A	D	C	D	B	E						
甲2-22	11		I	同上	A	全	無		A	C	B	C	C	E						
甲2-23	12		I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E	C	C	C	C	E						
甲2-24	13	上	I, K	同上	B	全	無		E	D	C	F	F	E						
甲2-25		下	I							E	E	C	C	C	E					
甲2-26	14		I, J	同上	B	全	無		E	C	C	D	D	E						
甲2-27	15		I	同上	B	全	無		E	C	C	B	B	E						
甲2-28	16		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約28%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C	B	B	C						
甲2-29	17		I, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約11%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	C	C	D	D	C						
甲2-30	18	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約11%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	D	C	E	C	E	C					
甲2-31		下	I, K, L							D	E	C	D	B	C					
甲2-32	19		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	C	C	B	A	E	D					
甲2-33	20		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり表情まで分かるように掲載されている。写真上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	G	D	C	F	B	C						
甲2-34	21		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり表情まで分かるように掲載されている。写真上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	G	D	C	C	B	C						
甲2-35	22		I, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	C	D	C	C						
甲2-36	23	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。頁中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	D	C	C						
甲2-37		下	I, K, L							A	D	C	D	B	D	C				

甲2-138	88	左上	I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。同頁に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本頁の写真4枚の大きさの約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	E	B	A	C	C
甲2-139		右上	I						G	F	D	C	B	C	C
甲2-140		左下	I						G	F	D	C	F	C	C
甲2-141		右下	I						G	F	D	C	F	C	C
甲2-142	89		I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	C	C	C	C	D	
甲2-143	90		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、写真上に記事があるが関連しない内容である上、記事の大きさは、本件写真の約31%にすぎず、また、写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約12%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C	E	C	C	
甲2-144	91		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	D	B	B	B	C	B	
甲2-145	92	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約12%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	A	D	C	D	C	C	
甲2-146		下	I						A	E	C	C	C	C	
甲2-147	93	上	H, I, J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。写真左上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の大きさの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	D	C	D	C	C	
甲2-148		下	H, I, J, K, L						A	D	C	D	C	C	
甲2-149	94		I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	A	C	A	C	B	E		
甲2-150	95		I	同上	A	全	無	A	C	C	C	C	B	E	
甲2-151	96, 97		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	無	A	B	C	D	C	C	
甲2-152	98	上	I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	A	D	C	C	B	E		
甲2-153		下	I					A	D	C	C	C	E		
甲2-154	99		I	同上	A	全	無	A	C	C	C	C	E		
甲2-155	100	上	I	同上	A	全	無	A	D	C	C	C	E		
甲2-156		下	I, L					A	D	C	D	C	E		
甲2-157	101	上	I	同上	A	全	無	A	C	C	B	C	E		
甲2-158		左下	I					A	D	C	C	C	E		
甲2-159		右下	I					A	E	C	C	C	E		
甲2-160		102						I	同上	A	全	無	A	C	C
甲2-161	103		I	同上	A	全	無	A	C	C	C	B	E		
甲2-162	104		I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の大きさの約16%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	一	有	無	E	C	C	C	C		
甲2-163	105	上	H, I, J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	E	D	C	D	C	D		
甲2-164		左下	I					E	D	C	F	C	D		
甲2-165		右下	I					E	D	C	B	C	D		
甲2-166	106, 107		I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き及び頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	見	無	E	C	C	A	C	E		
甲2-167			I					E	D	C	C	C	E		
甲2-168	108	上	I	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。同頁に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本頁の写真3枚の大きさの約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	E	E	C	F	C	C	
甲2-169		中央	I						E	D	C	F	C	C	
甲2-170		下	I						E	D	C	F	C	C	
甲2-171	109		I, J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	E	B	C	D	C	D		
甲2-172	110		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無	A	D	C	D	C	C	E	
甲2-173	111	上	I	同上	A	一	無	A	E	B	B	C	C	E	
甲2-174		下	I					D	E	C	B	C	C	E	
甲2-175	112	左	I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無	A	E	C	B	C	E		
甲2-176		中央上	I					G	D	E	C	A	C	E	
甲2-177		中央下	I					A	E	C	A	C	E		
甲2-178		右上	I					A	E	C	A	C	E		
甲2-179		右下	I					A	E	C	A	C	E		
甲2-180	裏表紙	上	H, I, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無	A	E	C	D	C	A		
甲2-181		下	I					A	E	B	C	C	A		

個別主張一覧表(3)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否										
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 全面 見開き	記事	関連性	被告		原告ら		被告		原告ら		被告		原告ら	
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等
甲3-1	表紙	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A		E		C		D		C		A	
甲3-2		中央	J						A		E		B		C		C		A	
甲3-3		下	J						D		E		C		A		C		A	
甲3-4	表袖	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	無		E		E		C		F		C		E	
甲3-5		下	J						E		E		C		C		C		E	
甲3-6	1	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A		E		C		D		C		A	E
甲3-7		下	J						A		E		B		C		C		A	E
甲3-8	2		H, I, J, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D		D		B		D		B		C	
甲3-9	3		J	同上	A	全	無		A		B		A		C		B		E	
甲3-10	4		J	同上	A	全	無		A		B		C		C		C		D	
甲3-11	5	左	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は両写真とは全く関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約32%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A		D		C		C		C		C	
甲3-12		右	J						A		D		C		C		B		C	
甲3-13	6		J	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A		B		B		B		C		E	
甲3-14	7		J	同上	A	全	無		A		C		C		F		B		E	
甲3-15	8		J	同上					A		C		B		B		B		E	
甲3-16	9		J	同上					A		C		C		C		C		E	
甲3-17	10		J	同上					A		C		C		C		C		E	
甲3-18	11	上	H, I, J, K, L	同上	A	全	無		A		D		C		D		C		E	
甲3-19		下	J	A						D		C		C		C		E		
甲3-20	12	上	J	同上	A	全	無		G		D		C		D		C		E	
甲3-21		下	J, K	G						D		B		C		C		E		
甲3-22	13		J	同上	A	全	無		G		C		C		C		C		E	
甲3-23	14		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E		C		C		B		C		E	
甲3-24	15	上	H, J, K, L	同上	B	全	無		E		D		C		F		C		E	
甲3-25		下	J	E						D		C		F		C		E		
甲3-26	16		J	同上	B	全	無		E		C		C		B		C		E	
甲3-27	17	上	J, K	同上	B	全	無		E		E		C		D		C		E	
甲3-28		中央	I, J						E		E		C		D		C		E	
甲3-29		下	I, J						E		E		C		F		C		E	
甲3-30	18		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約36%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D		D		C		B		C		C	
甲3-31	19	上	H, J, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。同頁右上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲3-31の写真の約19%にすぎず、また、その下にも紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲3-32の写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D		E		C		F		C		C	
甲3-32		下	H, I, J, K, L						D		C		C		D		B		C	
甲3-33	20	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。同頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A		C		B		D		B		C	
甲3-34		下	J, L						A		E		B		D		B		C	
甲3-35	21		H, J, K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D		D		C		D		C		C	
甲3-36	22		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A		C		C		D		C		C	
甲3-37	23	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。同頁中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲3-37の写真の約17%にすぎず、また、同頁下にも紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲3-38の写真の約20%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	A		D		C		D		B		C	
甲3-38		下	H, I, J, K, L						D		D		C		D		C		C	

甲3-39	24		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	B	C	C	C				
甲3-40	25		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	C				D
甲3-41	26		J	同上	A	全	無		A	B	B	C	C	C				E
甲3-42	27		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	C	B	B	C				C
甲3-43	28		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	C				E
甲3-44	29		J	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	B				C E
甲3-45	30		J	同上	A	全	無		A	B	C	C	C	B				D
甲3-46	31	左上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。真中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本頁の写真3枚の大きさの約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	D	C	C	C	C				C
甲3-47		右上	J						D	E	C	B	A	C				
甲3-48		下	H, I, J, K, L						D	D	C	D	B	C				
甲3-49	32	背景	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁の全体の背景と頁左下に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約39%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。					A	B	C	C	C	C				B
甲3-50		J	A						D	C	B	C	C					
甲3-51	33	背景	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁全体の背景と頁左下に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約44%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。					A	B	C	C	C	B				B
甲3-52		J	G						D	C	C	C	C					
甲3-53	34		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	C	C	F	C				C	
甲3-54	35	左上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	D	C	B	A	D				
甲3-55		右上	J						D	E	C	F	C	D				
甲3-56		下	H, J, K, L						D	D	C	D	D	D				
甲3-57	36		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	B	C	B				C	
甲3-58	37	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D	C	D	B	D				
甲3-59		下	J						A	D	C	C	C	D				
甲3-60	38		J	同上	A	全	無		A	B	C	C	C				E	
甲3-61	39		I, J	同上	A	全	無		A	D	C	D	C				E	
甲3-62	40		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の大きさは本件写真の約13%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	C	A	C	B				C	
甲3-63	41		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	C	C	C				D	
甲3-64	42		J	同上	A	全	無		A	C	B	C	C				E	
甲3-65	43		J	同上	A	全	無		A	C	B	C	B				E	
甲3-66	44		J, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約15%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	D	C	F	C				C	
甲3-67	45	上	J, K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。同頁右上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約8%にすぎず、また、同頁中央右に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有無	D	D	C	E	C				C	
甲3-68		下	H, I, J, K, L						D	D	C	E	C	C				

甲3-69	46		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真上に記事があるが関連しない内容であり、また、写真下に紹介記事があるが、これら記事の大きさは本件写真の約41%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C	E	C	C
甲3-70	47		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約16%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	C	C	B	C	C
甲3-71	48	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。同頁中央左側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	D	B	D	B	C
甲3-72		下	J						D	D	C	B	C	C
甲3-73	49		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	無	D	C	B	B	B	D
甲3-74	50		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	C	C	B	C	C
甲3-75	51	上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。同頁右上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約5%にすぎず、また、同頁左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容であり、記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	C	C	C
甲3-76		下	I, J						A	D	C	D	C	C
甲3-77	52		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	無	A	C	B	C	C	D
甲3-78	53		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約13%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	A	D	C	D	C	C
甲3-79	54		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	無	A	B	C	C	B	E
甲3-80	55	上	J	同上	A	全	無	無	A	E	B	F	C	E
甲3-81		中央	J						A	D	C	C	C	E
甲3-82		下	J						A	D	C	B	C	E
甲3-83	56, 57		J, K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	無	A	D	C	D	C	D
甲3-84			J						A	C	C	C	C	
甲3-85	58	左上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	無	A	E	C	C	C	E
甲3-86		右上	J						A	D	C	F	C	E
甲3-87		左下	J						A	E	C	C	C	E
甲3-88		右下	J						A	D	C	B	C	E
甲3-89	59		J	同上	A	全	無	無	A	C	C	F	B	E
甲3-90	60		J	同上	A	全	無	無	A	C	C	F	C	E
甲3-91	61		J	同上	A	全	無	無	A	C	B	C	B	E
甲3-92	62	上	J, K	同上	A	全	無	無	A	D	C	D	C	D
甲3-93		下	I, J						A	D	B	D	C	D
甲3-94	63		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	B	C	C	D
甲3-95	64		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約22%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	E	D	B	B	C	C
甲3-96	65	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無	E	D	C	F	C	C
甲3-97		下	J						E	D	C	F	C	C
甲3-98	66		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約22%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	無	E	C	C	F	C	E
甲3-99	67	上	H, I, J, K	同上	B	全	無	無	E	D	C	F	C	E
甲3-100		下	J						E	D	C	C	C	E

甲3-101	68		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約39%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	D	C	B	C	C				
甲3-102	69	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	D	C	C				
甲3-103		下	J						A	D	C	C	B	C				
甲3-104	70		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	E				
甲3-105	71		J	同上	A	全	無		A	D	C	F	C	E				
甲3-106	72		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	D	C	C				
甲3-107	73		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	B	C	C	E	D			
甲3-108	74	上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	D	C	C	C	C				
甲3-109		下	J						A	D	C	C	C	C				
甲3-110	75		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	C	C	D				
甲3-111	76		J, K	同上	A	全	無		A	D	C	D	C	E				
甲3-112	77	上	J	同上	A	全	無		A	D	C	C	C	E				
甲3-113		下	J						A	D	C	C	C	E				
甲3-114	78, 79		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	A	B	C	A	A	C				
甲3-115	80	左上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	E	C	C	C	B				
甲3-116		左下	J						A	D	C	C	C	C				
甲3-117		右上	J						A	E	C	B	C	C				
甲3-118		右下	J						A	D	C	C	C	C				
甲3-119	81		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	B	C	B	E				
甲3-120	82	上	J	同上	A	全	無		A	D	C	C	C	E				
甲3-121		左下	J						A	D	C	C	C	E				
甲3-122		右下	J, L						A	D	C	D	C	E				
甲3-123	83		J	同上	A	全	無		A	C	C	B	C	E				
甲3-124	84	上	H, I, J, K, L	同上	A	全	無		A	D	C	D	B	D				
甲3-125		下	J						A	D	C	B	C	D				
甲3-126	85		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	C	C	F	C	C				
甲3-127	86	背景	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁全体の背景と頁左下に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約48%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。					C	B	C	C	C	B				
甲3-128		J	A						E	C	B	C	C					
甲3-129	87	背景	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁全体の背景と頁中央に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約54%にとどまり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。					A	B	C	C	C	B				
甲3-130		J	A						E	C	B	A	C					
甲3-131	88	上	J, K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。同頁右上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約11%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	C	D	B	D	C	C				
甲3-132		下	I, J, K, L						C	D	C	D	C	C				
甲3-133	89	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	B	D	C	C				
甲3-134		下	J, L						A	E	C	D	C	C				

甲3-135	90		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	B	C	B	E	
甲3-136	91	上	I, J, K	同上	A	全	無		A	D	B	D	C	E	
甲3-137		左下	I, J, L						A	D	C	D	C	E	
甲3-138		右下	J						A	D	C	C	C	E	
甲3-139	92		J	同上	A	全	無		A	C	C	C	B	D	
甲3-140	93	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	D	C	D	C	C	
甲3-141		下	J						A	D	C	E	A	C	
甲3-142	94, 95		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	A	C	C	D	C	C	
甲3-143		J	A						D	C	C	C	D		
甲3-144	96		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	B	C	C	B	D	
甲3-145	97	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	D	C	D	B	C	
甲3-146		下	J						A	D	C	C	B	C	
甲3-147	98	上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C	C	C	E	
甲3-148		中央	J						A	D	C	B	C	E	
甲3-149		下	J						A	E	C	C	B	E	
甲3-150	99		J	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	E	
甲3-151	100		J	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	D	
甲3-152	101	左上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容であり、記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	D	C	C	C	C	
甲3-153		右上	J						A	D	C	C	C	B	
甲3-154		下	H, J, K						A	D	C	C	C	C	
甲3-155	102		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上及び左下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約44%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	
甲3-156	103	左上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	F	C	D
甲3-157		右上	J						G	F	E	C	F	C	D
甲3-158		左下	J						G	F	E	C	F	C	D
甲3-159		右下	J						G	F	E	C	F	C	D
甲3-160	104	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真右上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	D	C	A	A	C
甲3-161		下	J						G	F	D	C	C	A	C
甲3-162	105	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	D	B	B	C	D
甲3-163		下	J						G	F	D	C	C	C	D
甲3-164	106	左上	J	同上	B	全	無		G	F	E	C	F	C	E
甲3-165		右上	J						G	F	E	C	F	C	E
甲3-166		下	J						G	F	D	C	B	C	E
甲3-167	107		J	同上	B	全	無		G	F	C	C	F	C	E
甲3-168	108	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真右上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	E	C	F	C	C
甲3-169		左下	J						G	F	E	C	F	C	C
甲3-170		右下	J						G	F	D	C	F	C	C
甲3-171	109	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	D	C	F	C	D
甲3-172		下	J						G	F	D	C	A	C	D
甲3-173	110		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A	D	C	D	C	E	
甲3-174	111	上	J	同上	A	一	無		A	E	C	C	B	E	
甲3-175		下	J						D	E	C	B	B	E	
甲3-176	112	左	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		A	E	B	A	A	E	
甲3-177		中央上	J						D	E	C	A	C	E	
甲3-178		中央下	J						A	E	C	A	C	E	
甲3-179		右上	J						A	E	C	A	C	E	
甲3-180		右下	J						A	E	C	A	A	E	
甲3-181		裏表紙	上						J	同上	A	一	無		A
甲3-182	下		H, I, J, K, L	A	E	C	D	C	A						

個別主張一覧表(4)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否										
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 ・全面 ・見開き	記事	関連性	撮影中の活動		写真の大きさ		写真の鮮明度		肖像占有度		表情・ポーズ等		記事の有無等	
									被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
甲4-1	表紙	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C		D		C		A			
甲4-2		中	K					A	E	A		C		B		A				
甲4-3		下	K						A	E	C		A		B		A			
甲4-4	表袖	上	K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E	E	C		C		C		E			
甲4-5		下	K						E	E	C		B		C		E			
甲4-6	1	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C		D		C		A	E		
甲4-7		下	K						A	E	A		C		B		A	E		
甲4-8	2		K	同上	A	全	無		D	C	B		C		C		C			
甲4-9	3		K	同上	A	全	無		A	C	C		C		C		D			
甲4-10	4		K	同上	A	全	無		A	B	B		B		B		D			
甲4-11	5		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約33%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	D	C		B		C		C			
甲4-12	6		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C		C		C		E			
甲4-13	7	左上	K	同上	A	全	無		A	D	C		B		C		E			
甲4-14		右上	K						A	E	C		C		C		E			
甲4-15		左下	K						A	E	C		C		C		E			
甲4-16		右下	K						A	E	C		B		C		E			
甲4-17	8	上	K	同上	A	全	無		A	D	C		B		B		E			
甲4-18		左下	K						A	E	C		C		B		E			
甲4-19		右下	K						A	E	C		C		B		E			
甲4-20	9	上	K	同上	A	全	無		B	D	B		E		C		E			
甲4-21		下	K						D	D	C		C		C		E			
甲4-22	10		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、写真上に記事があるが関連しない内容である上、記事の大きさは、本件写真の約25%にすぎず、また、写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約38%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C		D		B		C			
甲4-23	11		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。頁中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約16%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	D	C		D		B		C			
甲4-24	12, 13		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	A	A	C		D		B		B			
甲4-25	14		I, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。頁中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約13%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	D	C		D		C		C			
甲4-26	15		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	C	C		B		C		D			
甲4-27	16, 17		H, I, K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。16頁に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲4-27の写真の約11%にすぎず、また、17頁に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲4-28の写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	D	C	C		D		C		C			
甲4-28			H, I, J, K, L						A	C	C		D		C		C			
甲4-29	18		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	C	C		D		C		C			
甲4-30	19		H, K	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	C	B		D		C		C			
甲4-31	20		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C		C		B		E			
甲4-32	21	左	K	同上	A	全	無		A	D	C		C		C		E			
甲4-33		右	K						A	D	C		C		C		E			
甲4-34	22		H, J, K, L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	C	C		D		B		C			
甲4-35	23		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無												
甲4-36	24, 25		H, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、記事の大きさは両写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	D	C	C		D		C		C			
甲4-37			K						D	D	C		B		C		D			
甲4-38	26, 27		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真左下に紹介記事があるが、その大きさは本件写真の約4%にすぎず、また、写真右下に紹介記事があるが、その大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	A	B	C		D		C		C			

甲4-129	88	左上	K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	C		C		C		E		
甲4-130		右上	K							A	E	C		B		C		E		
甲4-131		下	K							A	D	C		C		C		E		
甲4-132	89		K	同上	A	全	無			A	C	B		C		C		E		
甲4-133	90	上	K	同上	A	全	無			A	C	C		B		C		E		
甲4-134		下	K							A	C	C		C		C		E		
甲4-135		上	K							A	C	C		B		C		E		
甲4-136	91	下	J, K	同上	A	全	無			A	C	C		C		C		E		
甲4-137	92		H, I, J, K, L	同上	A	全	無			A	D	C		D		C		E		
甲4-138	93		K	同上	A	全	無			A	B	C		B		C		E		
甲4-139	94, 95		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無			A	B	C		B		B		E		
甲4-140	96		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	C	C		C		C		D		
甲4-141	97	上	J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。頁右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有		A	D	C		D		C		C		
甲4-142		下	K							A	D	C		C		C		C		
甲4-143	98		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	B	C		C		B		E		
甲4-144	99	上	H, K	同上	A	全	無			A	D	C		D		C		E		
甲4-145		下	K							A	D	C		C		B		E		
甲4-146	100	左上	K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁中央左に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	A	全	有	有		A	E	C		C		C		C		
甲4-147		右上	K							A	D	C		C		C		C		
甲4-148		下	K							A	D	C		B		C		C		
甲4-149	101		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	B	C		C		C		D		
甲4-150	102	左上	K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の大ききの約26%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無		G	F	E		C		A		C		C
甲4-151		右上	K							G	F	E		C		A		C		C
甲4-152		左下	K							G	F	E		C		B		C		C
甲4-153		右下	K							G	F	E		C		B		C		C
甲4-154	103	左上	K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真中央右に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の大ききの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	E		C		C		C		
甲4-155		右上	K							G	F	E		C		F		C		C
甲4-156		下	K							G	F	E		C		D		C		C
甲4-157	104		K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			G	C	C		C		A		C		E
甲4-158	105	左上	K	同上	B	全	無			G	F	D		C		B		C		E
甲4-159		右上	K							G	F	E		C		B		C		E
甲4-160		左下	K							G	F	E		C		F		C		E
甲4-161		右下	K							G	F	E		C		B		C		E
甲4-162	106	上	K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			C	D	C		E		C		D		
甲4-163		下	K							C	D	B		B		C		D		
甲4-164	107	上	K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真右下に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは直接には関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の大ききの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	E		C		F		A		C
甲4-165		中央	K							G	F	E		C		C		C		C
甲4-166		下	K							不知	F	E		C		B		A		C
甲4-167	108	上	K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真右上に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の大ききの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	D		C		F		C		C
甲4-168		下	K							G	F	E		C		F		C		C
甲4-169	109	上	K	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			G	F	D		C		B		C		D
甲4-170		下	K							G	F	E		C		B		C		D
甲4-171	110		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無			A	D	C		D		C		B		E
甲4-172	111	上	J, K, L	同上	A	一	無			D	E	C		D		B		C		E
甲4-173		下	K							A	E	C		C		B		C		E
甲4-174	112	左	K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無			A	E	C		C		B		C		E
甲4-175		中央上	K							A	E	C		A		C		C		E
甲4-176		中央下	K							A	E	C		A		C		C		E
甲4-177		右上	K							D	E	C		A		B		C		E
甲4-178		右下	K							A	E	C		A		C		C		E
甲4-179	裏表紙	上	H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	C		F		C		A		
甲4-180		下	K							A	E	C		B		B		A		

個別主張一覧表(5)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否										
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真の一部を全面・見開き	記事	関連性	被告		原告ら		被告		原告ら		被告		原告ら	
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
甲5-1	表紙	上	H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C	D	C	A						
甲5-2		中央	L						A	E	A	C	C	A						
甲5-3		下	L						D	E	B	A	B	A						
甲5-4	表袖	上	L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		D	E	C	B	C	E						
甲5-5		下	L						E	E	C	C	C	E						
甲5-6	1	上	H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C	D	C	A	E					
甲5-7		下	L						A	E	A	C	C	A	E					
甲5-8	2		I, J, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	C	D	C	C	E					
甲5-9	3		L	同上	A	全	無		A	C	A	C	C	D	E					
甲5-10	4		L	同上	A	全	無		A	B	B	C	C	D						
甲5-11	5		H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約17%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	C	C	D	C	C						
甲5-12	6		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	B	C	B	E						
甲5-13	7	左上	L	同上	A	全	無		A	E	B	B	C	E						
甲5-14		右上	L						A	E	B	C	C	E						
甲5-15		左下	L						A	E	C	B	C	E						
甲5-16		右下	L						A	E	C	C	C	E						
甲5-17	8	上	L	同上	A	全	無		A	D	B	B	C	E						
甲5-18		下	L						A	D	B	B	B	E						
甲5-19	9	上	L	同上	A	全	無		D	D	C	E	B	E						
甲5-20		下	L						D	D	A	B	B	E						
甲5-21	10	上	H,J,K,L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E	D	C	F	C	E						
甲5-22		下	L						E	D	C	C	C	E						
甲5-23	11	上	L	同上	B	全	無		D	D	C	F	C	E						
甲5-24		下	L						D	D	C	F	C	E						
甲5-25	12	上	L	同上	B	全	無		E	D	C	F	C	E						
甲5-26		下	L						E	D	C	F	C	E						
甲5-27	13		L	同上	B	全	無		E	C	C	C	C	E						
甲5-28	14		H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、写真上に記事があるが関連しない内容である上、記事の大きさは、本件写真の約16%にすぎず、また、写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約15%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C	D	B	C						
甲5-29	15	上	H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	D	D	C	E	C	C						
甲5-30		下	J, K, L						D	D	C	D	C	C						
甲5-31	16	上	H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。真中央に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	D	B	C						
甲5-32		下	I, K, L						A	D	C	E	C	C						
甲5-33	17		I, L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有	A	D	C	D	A	C						
甲5-34	18, 19		H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、記事の大きさは本件写真の約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	D	C	B	C	F	C	C					
甲5-35	20, 21		H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。甲5-35と甲5-36の約5%にすぎず、また、甲5-37の上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約21%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	A	C	C	D	C	C						
甲5-36	20	下	L						A	D	C	C	A	C						
甲5-37	21	下	H,I,J,K,L						D	D	C	D	B	C						
甲5-38	22, 23		H,I,J,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有	A	C	B	C	D	C	C					
甲5-39	24	左上	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D	C	C	B	E						
甲5-40		右上	L						A	E	C	A	B	E						
甲5-41		左下	L						A	D	C	B	C	E						
甲5-42		右下	L						A	D	C	C	C	E						
甲5-43	25		L	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	E						
甲5-44	26		H,I,J,K,L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約14%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有	D	C	C	D	B	C						

甲5-118	78	上	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	C		B		B		E
甲5-119		中央	L							A	D	B		C		C		E
甲5-120		下	L							A	D	B		B		C		E
甲5-121	79	上	L	同上	A	全	無			A	D	C		B		C		E
甲5-122		左下	L							A	D	C		C		C		E
甲5-123		右下	L							A	D	C		B		C		E
甲5-124	80		L	同上	A	全	無			A	C	C		B		C		E
甲5-125	81	上	L	同上	A	全	無			A	D	C		B		C		E
甲5-126		下	L							A	D	B		C		C		E
甲5-127	82	上	I, K, L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。同頁右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有		A	D	C		D		C		C
甲5-128		左下	L							A	E	C		C		C		C
甲5-129		右下	L							A	E	C		C		C		C
甲5-130	83		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有		A	C	C		D		C		C
甲5-131	84	左上	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	D	C		E		C		E
甲5-132		右上	L							A	D	C		C		C		E
甲5-133		下	L							A	D	C		E		C		E
甲5-134		上	L							同上	A	全	無			A	D	C
甲5-135	下	L	A	D	C		B		C								E	
甲5-136	86, 87		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無			A	B	C		D		C		E
甲5-137	88	背景	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁全体の背景と頁左下に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約42%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。						A	B	C		C		B		B
甲5-138			L							D	E	C		F		C		C
甲5-139	89	背景	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真が、頁全体の背景と頁左下に使用されている。同頁に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、その大きさは頁全体の約48%にとどまり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。						A	B	C		C		C		B
甲5-140			L							D	E	C		F		C		C
甲5-141	90	上	L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有		D	D	C		F		C		C
甲5-142		下	L							D	D	C		F		C		C
甲5-143	91		L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			D	C	C		B		C		D
甲5-144	92	上	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約15%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	有		D	D	C		E		B		C
甲5-145		下	L							D	E	C		E		B		C
甲5-146	93		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			D	B	C		F		C		D
甲5-147	94, 95		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に紹介記事があるが、記事の大きさは本件写真の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有		A	B	C		F		B		C
甲5-148	96		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	C	C		F		C		E
甲5-149	97	上	L	同上	A	全	無			A	D	C		C		C		E
甲5-150		下	L							A	D	C		F		C		E
甲5-151	98		L	同上	A	全	無			A	C	C		C		C		E
甲5-152	99	上	L	同上	A	全	無			A	D	C		B		C		E
甲5-153		下	L							A	D	C		B		B		E
甲5-154	100		L	同上	A	全	無			A	C	C		C		C		D
甲5-155	101		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有		A	C	B		C		C		C
甲5-156	102	上	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	D	C		B		B		E
甲5-157		下	L							A	D	C		B		C		E
甲5-158	103		L	同上	A	全	無			A	B	B		C		C		E
甲5-159	104	上	L	左記被撮影者のコンサート時の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。同頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有		D	D	B		E		B		C
甲5-160		左下	L							D	E	C		E		C		C
甲5-161		右下	L							D	D	B		C		C		C
甲5-162	105		L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無		D	C	C		C		C		C
甲5-163	106		L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真上に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約16%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無		E	C	C		F		C		C

甲5-164	107	上	L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		D	E	C		B	B	D	
甲5-165		中央	L						E	E	C		B	B	D	
甲5-166		下	L						E	E	C		F	C	D	
甲5-167	108	上	L	同上	B	全	無		E	D	C		C	C	D	
甲5-168		下	L						E	E	C		C	C	D	
甲5-169	109	上	H, J, K, L	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真右下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の大きさの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無		E	D	C		F	C	C
甲5-170		下	L							E	D	C		F	C	C
甲5-171	110		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		D	D	C		D	B	B	E
甲5-172	111	上	L	同上	A	一	無		D	E	C		B	B	C	E
甲5-173		下	L						D	E	C		C	B	C	E
甲5-174	112	左	L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		D	E	C		A	C	C	E
甲5-175		中央上	L						A	E	C		A	C	C	E
甲5-176		中央下	L						A	E	C		A	C	C	E
甲5-177		右上	L						D	E	C		A	C	C	E
甲5-178		右下	L						C	E	C		A	C	C	E
甲5-179	裏表紙	右	H, I, J, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C		D	C	A	
甲5-180		左	L						D	E	C		B	B	A	

個別主張一覧表(6)

原告らの主張								被告の主張及び原告らの認否												
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真の一部・全画・見開き	記事	関連性	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
甲6-1	表紙	左上	K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	B	A	C	A					
甲6-2		左下	L							A	E	C	A	C	A					
甲6-3		中央	I							A	E	B	A	A	A					
甲6-4		右上	H							A	E	C	A	C	A					
甲6-5		右下	J							A	E	B	A	C	A					
甲6-6	表袖	上から1番目	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	C	A	C	E					
甲6-7		上から2番目	K							A	E	C	A	C	E					
甲6-8		上から3番目	L							A	E	C	A	C	E					
甲6-9		上から4番目	H							A	E	C	A	C	E					
甲6-10		上から5番目	I							A	E	C	A	C	E					
甲6-11	1	左上	K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	B	A	C	C	E				
甲6-12		左下	L							A	E	C	A	C	C	E				
甲6-13		中央	I							A	E	B	A	A	C	E				
甲6-14		右上	H							A	E	C	A	C	C	E				
甲6-15		右下	J							A	E	B	A	C	C	E				
甲6-16	2, 3		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無			A	B	C			D	C		C	E	
甲6-17	4, 5		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。5頁右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有		A	C	C			D	C		C		
甲6-18			H, I, J, K, L							A	D	C			D	C		D		
甲6-19	6		K	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	B	B			C	B		E		
甲6-20	7		J	同上	A	全	無			A	C	B			B	C		E		
甲6-21	8		L	同上	A	全	無			A	C	B			B	C		E		
甲6-22	9		H	同上	A	全	無			A	B	B			C	C		E		
甲6-23	10		I	同上	A	全	無			A	B	B			C	B		E		
甲6-24	11		H, I, J, K, L	同上	A	全	無			A	C	C			D	C		E		
甲6-25	12	左	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。表情まで分かるように掲載されている。両写真下に記事があるが、記事の大きさは両写真の約2.5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	一	有	無		G	F	E	C			E	C		C	
甲6-26		右	J							G	F	E	C			F	C		C	
甲6-27	13		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無			G	F	C			E	C		B	
甲6-28	14	左上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真中央下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	E	B			C	C		C	
甲6-29		右上	J							不知	F	D	C			B	A		C	
甲6-30		左下	J							G	F	E	C			E	C		C	
甲6-31		右下	J							G	F	E	C			C	C		C	
甲6-32	15	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右上に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	C			B	C		C		
甲6-33		下	J							不知	F	D	C			A	A		C	
甲6-34	16	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲6-34の右側、甲6-35及び甲6-36の下に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	E	C			F	C		C	
甲6-35		中央	J							G	F	D	C			F	C		C	
甲6-36		下	J							G	F	E	C			F	C		B	
甲6-37	17	左上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲6-37及び甲6-38の下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	D	B			B	C		B	
甲6-38		右上	J							G	F	E	C			F	C		B	
甲6-39		左下	J							G	F	D	C			F	C		C	
甲6-40		右下	J							G	F	E	C			F	C		C	
甲6-41	18		J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無			A	E	C			B	C		C	
甲6-42	19	左上	J	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			C	D	C			A	A		D		
甲6-43		右上	J							A	D	C			C	C		D		
甲6-44		左下	J							A	E	C			C	C		D		
甲6-45		右下	J							A	E	C			C	B		D		
甲6-46	20		J	同上	A	全	無			C	C	C			A	C		E		
甲6-47	21		J	同上	A	全	無			C	C	C			C	C		E		
甲6-48	22		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			G	F	C			F	C		D		
甲6-49	23	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲6-50の下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	D	C			F	C		C	
甲6-50		中央	J							G	F	D	C			F	C		C	
甲6-51		下	J							G	F	D	C			F	C		C	
甲6-52	24	上	J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲6-53の左側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	F	D	C			F	C		C	
甲6-53		下	J							D	D	C			B	B		C		

甲6-230	121		J	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したモノクロ写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約9%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	D	C		F	C	C
甲6-231	122		H	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したモノクロ写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真左側に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約14%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C		B	C	C
甲6-232	124		H, I, J, K, L	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	無		C	E	C		D	C	B	E
甲6-233	127		H, I, J, K, L	同上	A	一	無		C	D	C		B	C	C	E
甲6-234	128	上	H	同上	A	一	無		C	E	C		B	C	C	E
甲6-235		中央	I, J						C	E	C		D	B	C	E
甲6-236		下	K, L						C	E	C		D	B	C	E
甲6-237	裏袖	上から1番目	I	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C		A	C	E	
甲6-238	裏袖	上から2番目	H						A	E	C		A	C	E	
甲6-239	裏袖	上から3番目	L						A	E	C		A	C	E	
甲6-240	裏袖	上から4番目	K						A	E	C		A	C	E	
甲6-241	裏袖	上から5番目	J						A	E	C		A	C	E	
甲6-242	裏表紙		H, I, J, K, L	同上	A	全	無		A	D	C		D	C	A	

個別主張一覧表(7)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否											
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 全面 見開き	記事	関連性	被告		原告ら		被告		原告ら		被告		原告ら		
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	
甲7-1	表紙	左	N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、原告の表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	B	A	C	A							
甲7-2		右	M		D	E	B	A	C	A											
甲7-3	表袖		N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C	C	C	C	E						
甲7-4	1	上	M, N, Q, O, P, R	同上	A	全	無		A	E	C	D	A	B	E						
甲7-5		下段(左)	N	同上	A	全	無		D	E	C	A	C	C	E						
甲7-6		下段(右)	M	同上	A	全	無		D	E	C	A	C	C	E						
甲7-7		2		N	同上	A	全	無		A	B	C	C	B	E						
甲7-8		3		M	同上	A	全	無		A	B	B	B	C	E						
甲7-9	4, 5		N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真右下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	無	A	B	C	C	C	C	B						
甲7-10	6		N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	A	B	B	C	E						
甲7-11	7		N	同上	A	全	無		A	B	B	C	C	D	E						
甲7-12	8		N	同上	A	全	無		D	B	B	A	C	D	E						
甲7-13	9		N	同上	A	全	無		D	C	A	B	B	C	E						
甲7-14	10	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	A	C	D						
甲7-15		中央	N		B	全	無		G	F	E	C	A	C	C	D					
甲7-16		下	N		B	全	無		G	F	E	C	A	C	C	D					
甲7-17	11		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。写真右下及び頁下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約15%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	有	G	F	C	C	C	C	B						
甲7-18	12	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。甲7-18の右に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	E	C	B	C	C						
甲7-19		左下	N		B	全	有	有	G	F	E	C	F	C	C						
甲7-20		右下	N		B	全	有	有	G	F	E	C	C	C	C						
甲7-21	13		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	A	C	D							
甲7-22	14	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。甲7-22及び甲7-23の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	F	C	B						
甲7-23		左下	N		B	全	有	有	G	F	D	C	C	C	B						
甲7-24		右下	N		B	全	有	有	G	F	D	C	C	C	C						
甲7-25	15		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。頁の右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	C	B							
甲7-26	16	左上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。甲7-26、甲7-28及び甲7-29の左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真4枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	A	C	B						
甲7-27		右上	N		B	全	有	有	G	F	D	C	F	C	C						
甲7-28		左下	N		B	全	有	有	G	F	D	C	F	C	B						
甲7-29		右下	N		B	全	有	有	G	F	D	C	F	C	B						
甲7-30	18		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	C	D							
甲7-31	19	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。頁右側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約45%にすぎず、また、頁の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	C						
甲7-32		下	N		B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	C						

甲7-59	36	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁左側と甲7-60の下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約33%にすぎず、また、甲7-59の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	F	C	B
甲7-60		下	N						G	F	D	C	F	C	B
甲7-61	37		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	B	C	D
甲7-62	38	左上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-62の下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約1%にも及ばず、また、甲7-64の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真4枚の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	D	C	F	C	B
甲7-63		右上	N						G	F	D	C	C	C	C
甲7-64		左下	N						G	F	D	C	B	C	B
甲7-65		右下	N						G	F	D	C	F	C	C
甲7-66	39		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C	F	C	D
甲7-67	40		N	同上	B	全	無		G	F	B	C	B	C	D
甲7-68	42		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	F	C	B
甲7-69	43	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	D	C	F	C	D
甲7-70		中央	N						G	F	E	C	F	C	D
甲7-71		下	N						G	F	E	C	F	C	D
甲7-72	44	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁左側と甲7-72の下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約46%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	B
甲7-73		下	N						G	F	D	C	C	C	C
甲7-74	45		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	B	C	D
甲7-75	46	左	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約29%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	B	C	C
甲7-76		右	M, N						G	F	E	C	F	C	C
甲7-77	47		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	A	C	D
甲7-78	49	左上	N	同上	B	全	無		G	F	D	C	F	C	D
甲7-79		右上	N						G	F	D	C	B	C	D
甲7-80		左下	N						G	F	D	C	F	C	D
甲7-81		右下	N						G	F	D	C	F	C	D
甲7-82	50	上	N	同上	B	全	無		G	F	D	C	C	C	E
甲7-83		中央	N						G	F	D	C	C	C	E
甲7-84		下	N						G	F	D	C	C	C	E
甲7-85	51		N	同上	B	全	無		G	F	B	C	F	C	E
甲7-86	52	上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-87の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	F	C	C
甲7-87		下	M, N, P						G	F	C	C	D	C	B
甲7-88	53	上	M, N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。各写真の右下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約8%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	C	C	D	C	B
甲7-89		下	M, N						G	F	C	C	D	C	B
甲7-90	54	左	N, P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約42%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	有	G	F	D	C	D	C	C
甲7-91		右	N, Q						G	F	D	C	D	C	C

甲7-92	55		N、Q、O、P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約42%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	有	E	C	C	D	C	C	
甲7-93	56		M	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではないが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	C	B	C	C	D	
甲7-94	58		M	同上	A	全	無		A	B	A	B	B	D	E
甲7-95	59		M	同上	A	全	無		A	C	B	C	C	C	E
甲7-96	60		M、O	同上	A	全	無		A	C	C	D	B	E	
甲7-97	61		M	同上	A	全	無		D	B	A	B	B	E	
甲7-98	62		M	同上	A	全	無		D	C	B	A	C	C	E
甲7-99	63		M	同上	A	全	無		A	C	C	C	C	D	E
甲7-100		左	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真下に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約26%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	B	C	C
甲7-101		右	M	同上	B	一	有	無	G	F	E	C	A	C	C
甲7-102		下	M	同上	B	一	有	無	G	F	E	C	A	C	C
甲7-103	65		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	F	C	B
甲7-104		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-104の右及び甲7-105の上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、また、甲7-106の右下に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	B	C	C
甲7-105		中央	M	同上	B	全	有	有	G	F	E	C	F	C	C
甲7-106		下	M	同上	B	全	有	有	G	F	D	C	F	C	C
甲7-107	67		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	B	C	B
甲7-108	68		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	F	C	D
甲7-109		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真左側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約44%にすぎず、また、甲7-109の左に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	F	C	C
甲7-110		下	M	同上	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	C
甲7-111	71		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	B	C	B
甲7-112	72		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	E	C	C	C	C
甲7-113		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-113の左及び甲7-114の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	C	C	C
甲7-114		中央	M	同上	B	全	有	有	G	F	D	C	C	C	C
甲7-115		下	M	同上	B	全	有	有	G	F	E	C	A	C	C
甲7-116		左上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-116、甲7-117及び甲7-119の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真4枚の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	A	C	B
甲7-117		右上	M	同上	B	全	有	有	G	F	D	C	A	C	B
甲7-118		左下	M	同上	B	全	有	有	G	F	D	C	B	C	C
甲7-119		右下	M	同上	B	全	有	有	G	F	D	C	B	C	B
甲7-120	75		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	C	C	B

甲7-121		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁右上及び甲7-121、甲7-122の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C		B	C	B	
甲7-122	76	左下	M						G	F	D	C		C		B	
甲7-123		右下	M						G	F	D	C		C		C	
甲7-124	77		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C		A	B	B	
甲7-125		左上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-126及び甲7-127の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C		B	C	C	
甲7-126	78	右上	M						G	F	C	C		C		B	
甲7-127		下	M						G	F	C	C		F		C	B
甲7-128	80		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C		C		B	
甲7-129		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-130及び甲7-131の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C		F		C	C
甲7-130	81	中央	M, R						G	F	D	C		D		C	C
甲7-131		下	M						G	F	D	C		B		C	B
甲7-132		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁左側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約42%にすぎず、また、甲7-133の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C		C		C	
甲7-133	82	下	M						G	F	D	C		C		C	B
甲7-134	83		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C		C		D	
甲7-135		上	M	同上	B	全	無		G	F	D	C		B		C	D
甲7-136	84	中央	M						G	F	D	C		C		C	D
甲7-137		下	M						G	F	D	C		F		C	D
甲7-138	85		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C		B		C	
甲7-139		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。86頁の下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約3%にすぎず、また、甲7-142の右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真4枚の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	見	有	無	G	F	E	C		A		B	C
甲7-140	86, 87	右	M						G	F	E	C		A		C	C
甲7-141		下	M						G	F	E	C		A		C	C
甲7-142			M						E	F	C	C		F		C	C
甲7-143		上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C		F		C	D
甲7-144	88	下	M						G	F	D	C		F		C	D
甲7-145	89		M, N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。頁下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C		F		C	B
甲7-146	90		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下及び頁下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約34%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	C	C		F		C	C
甲7-147		左	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-148の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約1%にすぎず、また、頁の下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約28%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	有	G	F	D	C		F		C	C
甲7-148	91	右	M						G	F	D	C		F		C	B
甲7-149		左上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲7-149、甲7-151及び甲7-152の下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	D	C		F		C	B
甲7-150	92	右上	M						G	F	D	C		C		C	C
甲7-151		左下	M						G	F	D	C		B		C	B
甲7-152		右下	M						G	F	E	C		B		C	B

甲7-181	110	上	M、N、Q、 O、P、R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D		D		C		D		C		B	E	
甲7-182		表中(左上)	M						D		E		C		A		B		C		E
甲7-183		表中(右上)	Q						A		E		C		A		C		C		E
甲7-184		表中(下)	P						B		E		C		A		B		C		E
甲7-185	111	上	M、N、Q、 O、P、R	同上	A	全	無		D		D		C		D		B		B	E	
甲7-186		表中(上)	O						B		E		C		A		B		C		E
甲7-187		表中(中央)	N						A		E		C		A		A		C		E
甲7-188		表中(下)	R						D		E		C		A		B		C		E
甲7-189	112	上段(左)	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E		C		C		C		C	E	
甲7-190		下段(左)	N						G	F	E		C		A		C		C		E
甲7-191		下段(中央)	N						G	F	E		C		B		C		C		E
甲7-192		上段(中央)	M						G	F	E		C		B		C		C		E
甲7-193		上段(右)	M						G	F	E		C		B		C		C		E
甲7-194		下段(右)	M						G	F	E		C		F		C		C		E
甲7-195	裏袖		M	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D		E		C		C		C		E		
甲7-196	裏表紙		M、N、Q、 O、P、R	同上	A	全	無		A		E		C		D		A		A		

個別主張一覧表(8)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否										
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 全面 見開き	記事	関連性	撮影中の活動		写真の大きさ		写真の鮮明度		肖像占有度		表情・ポーズ等		記事の有無等	
									被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
甲8-1	表紙	左	P	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、原告の表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C	A	B	A				A		
甲8-2		右	O						D	E	C	A	C	A				A		
甲8-3	表袖		P	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C	C	B	E						
甲8-4	1	上	M, N, Q, O, P, R	同上	A	全	無		A	E	C	D	B	B	E					
甲8-5		下段(左)	P						D	E	C	A	B	C	C	E				
甲8-6		下段(右)	O						D	E	C	A	C	C	C	E				
甲8-7	2		P	同上	A	全	無		A	B	C	C	C	B	E					
甲8-8	3		O	同上	A	全	無		A	B	C	C	C	B	E					
甲8-9	4		P	同上	A	全	無		A	B	B	E	C	D						
甲8-10	6		P	同上	A	全	無		A	C	B	C	C	B	E					
甲8-11	7		P	同上	A	全	無		A	B	C	C	C	D	E					
甲8-12	8		P	同上	A	全	無		D	C	C	C	B	E						
甲8-13	9		P	同上	A	全	無		D	C	B	B	B	E						
甲8-14	10		P	同上	A	全	無		D	C	B			C	E					
甲8-15	11		P	同上	A	全	無		B	C	B			D	E					
甲8-16	12	左上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約55%にとどまり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	A	C	C					
甲8-17		右上	P						G	F	E	C	A	C	C					
甲8-18		左下	P						G	F	E	C	A	B	C					
甲8-19		右下	P						G	F	E	C	A	B	C					
甲8-20	13		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真と直接には関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	C	C	B	C	B					
甲8-21	14		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真と直接には関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	C	C	B	C	B					
甲8-22	15	左上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲8-22及び甲8-24の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真4枚の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	C	C	B					
甲8-23		右上	P						G	F	D	C	F	C	C					
甲8-24		左下	P						G	F	D	C	C	C	B					
甲8-25		右下	P						G	F	E	C	C	C	C					
甲8-26	上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真右上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲8-26の写真の約4%にすぎず、また、甲8-27及び甲8-28の下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約5%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	B	C	C						
甲8-27	17	左下	P	G	F	D	C	C	C	C										
甲8-28	右下	P	G	F	E	C	B	C	B											
甲8-29	18		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	B	C	B					
甲8-30	19		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	C	C	D					
甲8-31	20	上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真左側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約73%にとどまり、また、甲8-31の下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の約7%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	B					
甲8-32		下	P						G	F	D	C	C	C	C					
甲8-33	21		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	B	C	B					
甲8-34	22		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	B	C	B					

甲8-65	40		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の大きさの約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	F	C	B	
甲8-66	41	左上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。各写真右下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の大きさの約6%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	無	G	F	D	C	F	C	B	
甲8-67		右上	P						G	F	D	C	F	C	B	
甲8-68		左下	P						G	F	D	C	F	C	B	
甲8-69		右下	P						G	F	D	C	F	C	B	
甲8-70	42		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の大きさの約24%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	F	C	C	
甲8-71	43		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の大きさの約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	B	C	B	
甲8-72	45	左	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲8-73左上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の大きさの約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	C	C	C	
甲8-73		右上	P						G	F	D	C	B	C	C	
甲8-74		右下	P						G	F	E	C	B	C	C	
甲8-75	46		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			B	C	C	C	D		
甲8-76	47	左上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲8-78右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の大きさの約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	E	C	B	C	C	
甲8-77		左下	P						G	F	D	C	F	C	C	
甲8-78		右	P						G	F	D	C	A	C	C	
甲8-79	48		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の大きさの約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	C	C	F	C	B	
甲8-80	49		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の大きさの約1%にも及ばず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	F	C	B	
甲8-81	50		N、P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			B	C	D	C	D		
甲8-82	51	上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。真右側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の大きさの約54%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	D	C	C	
甲8-83		下	N、P						G	F	D	C	F	C	C	
甲8-84	52	上	M、G、P、R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無			D	C	C	F	C	D	
甲8-85		下	M、P					E	D	C	D	C	D			
甲8-86	54	上	P、R	同上	B	全	無			E	E	C	D	C	E	
甲8-87		下	N、P					E	D	C	D	C	E			
甲8-88	55		P、R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			D	B	B	E	B	E	
甲8-89	57		O	同上	A	全	無			A	C	C	C	B	D	
甲8-90	58		O	同上	A	全	無			D	C	A	B	B	C	E
甲8-91	59		O	同上	A	全	無			A	B	C	C	C	D	E
甲8-92	60		O	同上	A	全	無			A	B	C	C	C	D	E
甲8-93	61		O	同上	A	全	無			D	C	C	B	B	C	E
甲8-94	62		M、O	同上	A	全	無			A	C	C	D	B	D	
甲8-95	63	左上	O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の大きさの約55%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	A	C	C	
甲8-96		右上	O						G	F	E	C	A	C	C	
甲8-97		下	O						G	F	E	C	A	B	C	

甲8-167	97		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の大きさの約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	E	C	B	
甲8-168	98	上	O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲8-168の左に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは甲8-168の大きさの約2%にすぎず、また、甲8-169の左下に記事があるが、記事の大きさは甲8-169の大きさの約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	一	有	有無	G	F	D	C	C	C	C	
甲8-169		下	O						G	F	D	C	F	C	C	
甲8-170	100		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真左と右下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の大きさの約71%にとどまり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	C	
甲8-171	101	上	M, Q, O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲8-172右下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の大きさの約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	D	C	D	C	C	
甲8-172		下	M, O						G	F	D	C	D	C	C	
甲8-173	102, 103	左下	M, O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲8-173右下及び甲8-174左上に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真2枚の大きさの約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	見	有	無	G	F	C	C	F	C	C	
甲8-174		右上	M, O						G	F	C	C	F	C	C	
甲8-175	104	上	M, Q, O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	無		G	F	D	C	D	C	E	
甲8-176		下	N, O, R						E	F	D	C	D	C	E	
甲8-177	105		M, O	同上	B	全	無		G	F	D	C	D	C	E	
甲8-178	106		N, O	同上	B	全	無		E		C	C	F	C	D	
甲8-179	108, 109		Q, O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	見	無		E	A	C	D	C	E		
甲8-180	110	上	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	D	C	D	B	C	E	
甲8-181		表中(左上)	M						D	E	C	A	B	C	E	
甲8-182		表中(右上)	Q						A	E	C	A	C	C	E	
甲8-183		表中(下)	P						B	E	C	A	B	C	E	
甲8-184	111	上	M, N, Q, O, P, R	同上	A	全	無		D	D	C	D	B	B	E	
甲8-185		表中(上)	O						B	E	C	A	B	C	E	
甲8-186		表中(中央)	N						A	E	C	A	A	C	E	
甲8-187		表中(下)	R						D	E	C	A	B	C	E	
甲8-188	112	上段(左)	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	A	B	C	E
甲8-189		上段(中央左)	P						G	F	E	C	A	C	C	E
甲8-190		下段(左)	P						G	F	E	C	A	C	C	E
甲8-191		下段(中央左)	P						G	F	E	C	A	C	C	E
甲8-192		上段(中央右)	O						G	F	E	C	A	C	C	E
甲8-193		上段(右)	O						G	F	E	C	A	C	C	E
甲8-194		下段(中央右)	O						G	F	E	C	A	C	C	E
甲8-195	下段(右)	O	G	F	E	C	A	C	C	E						
甲8-196	裏袖		O	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C	C	B	E		
甲8-197	裏表紙		M, N, Q, O, P, R	同上	A	全	無		A	D	C	D	B	A		

甲9-149	107		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。頁下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	G	F	B	C	D	C	B	
甲9-150	108	上	M、Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。甲9-150及び甲9-151の左下に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは写真3枚の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	有	有	E		D	C	D	C	B	
甲9-151		左下	Q、O						E		E	C	D	C	B	
甲9-152		右下	M、Q						G		E	C	D	C	C	
甲9-153	109	上	N、Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。頁右側に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約32%にすぎず、また、甲9-153の右上に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは両写真の11%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	E		E	C	D	C	C	
甲9-154		下	N、Q						E		E	C	D	C	C	
甲9-155	110	上	M、N、Q、O、P、R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A		D	C	D	B	B	
甲9-156		表中(左上)	O						A		E	C	A	C	C	
甲9-157		表中(右上)	Q						A		E	C	A	C	C	
甲9-158		表中(下)	M						A		E	C	A	B	C	
甲9-159	111	上	M、N、Q、O、P、R	同上	A	全	無		D		D	C	D	C	B	E
甲9-160		表中(上)	N						A		E	C	A	C	C	E
甲9-161		表中(中央)	R						A		E	C	A	C	C	E
甲9-162		表中(下)	P						A		E	C	A	B	C	E
甲9-163	112	左	Q	甲9-163、甲9-165及び甲9-167は、左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。また、甲9-164及び甲9-166は、左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、ページの全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	A	全	無		D		E	C	A	C	C	E
甲9-164		中央(上)	Q						G	F	E	C	A	C	C	E
甲9-165		中央(下)	Q						D		E	C	A	C	C	E
甲9-166		右(上)	Q						G	F	E	C	A	C	C	E
甲9-167		右(下)	Q						A		E	C	A	C	C	E
甲9-168	裏袖		Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B		E	C	C	C	E	
甲9-169	裏表紙		M、N、Q、O、P、R	同上	A	全	無		D		E	C	D	B	A	

個別主張一覧表(10)

原告らの主張					被告の主張及び原告らの認否															
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 全面 見開き	記事	関連性	被告		原告ら		被告		原告ら		被告		原告ら	
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
甲10-1	表紙		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	B	A	C	A						
甲10-2	表袖		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B	E	B	C	C						E	
甲10-3	1	上	M, N, Q, O, P, R	同上	A	全	無		D	D	C	D	D	B	E					
甲10-4		下	R	同上	A	全	無		D	E	B	A	C	C	E					
甲10-5	2, 3		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		D	B	A	B	B	C	E					
甲10-6	4, 5		M, N, Q, O, P, R	同上	A	見	無		D	A	C	D	B						E	
甲10-7	6		P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	B	B	E	B	D						
甲10-8	7		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	E	C	A	B	C						
甲10-9	8		M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約15%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	B	B	C	C	E	C	D	C				
甲10-10	9		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B	B	C	E	C	D						
甲10-11	10		R	同上	A	全	無		B	B	B	E	C	D						
甲10-12	11		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	B	E	C	C	C	C						
甲10-13	12	左上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C	A	C	E						
甲10-14		中央上	R						D	E	C	A	C	E						
甲10-15		右上	R						D	E	C	A	C	E						
甲10-16		下	R						D	E	C	A	B	E						
甲10-17	13		R	同上	A	全	無		D	B	C	C	C	E						
甲10-18	14		R	同上	A	全	無		D	B	B	A	B	D						
甲10-19	15	上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は両写真と直接には関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約12%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C	A	C	C						
甲10-20		下	R						D	D	C	A	C	C						
甲10-21	16	上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	D	C	E	C	E						
甲10-22		左下	R						D	D	C	E	C	E						
甲10-23		右下	R						D	D	C	E	B	E						
甲10-24	17		R	同上	A	全	無		D	C	C	A	C	B	E					
甲10-25	18		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	D	C	C	B	B	C						
甲10-26	19	左上	R	甲10-26及び甲10-28は、左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。また、甲10-27は、左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものである。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	A	全	無		C	E	C	C	C	D						
甲10-27		右上	R						D	E	C	C	D							
甲10-28		下	R						D	E	C	A	C	D						
甲10-29	20		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B	B	C	A	C	D						
甲10-30	21		Q, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	B	E	B	E	C	C						
甲10-31	22	上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	D	C	B	C	D						
甲10-32		左下	R						D	E	C	C	C	D						
甲10-33		右下	R						D	E	C	B	C	D						
甲10-34	23		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真と直接には関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約10%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	D	C	C	B	C	C						

個別主張一覧表(11)

原告らの主張										被告の主張及び原告らの認否								
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 一部 ・全面 ・見開き	記事	関連性	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	被告	原告ら	被告	原告ら
甲11-1	表紙	上	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D	C	D	C	A				
甲11-2		下段(左上)	N						B	E	B	A	B	A				
甲11-3		下段(左下)	O						D	E	C	A	C	A				
甲11-4		下段(中央左)	Q						D	E	C	A	C	A				
甲11-5		下段(中央右)	R						D	E	C	A	B	A				
甲11-6		下段(右上)	M						B	E	C	A	B	A				
甲11-7		下段(右下)	P						D	E	C	A	B	A				
甲11-8	表袖	上から1番目	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	E	C	A	C	E				
甲11-9		上から2番目	Q						D	E	C	A	C	E				
甲11-10		上から3番目	O						D	E	C	A	C	E				
甲11-11		上から4番目	P						B	E	C	A	C	E				
甲11-12		上から5番目	N						B	E	C	A	C	E				
甲11-13		上から6番目	M						B	E	C	A	C	E				
甲11-14	1	上段	M, N, Q, O, P, R	同上	A	全	無		A	D	C	D	B	B				
甲11-15		中段(左)	R						D	E	C	A	C	C				
甲11-16		中段(中央)	Q						D	E	C	A	C	C				
甲11-17		中段(右)	O						D	E	C	A	C	C				
甲11-18		下段(左)	P						B	E	C	A	C	C				
甲11-19		下段(中央)	N						B	E	C	A	C	C				
甲11-20	下段(右)	M	B	E	C	A	C	C										
甲11-21	2, 3		M, N, Q, O, P, R	甲11-21は、左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。また、甲11-22ないし29は、左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	A B	見	無		A	C	C	D	C	C	E			
甲11-22		上	N, O, R						E	F	E	C	D	C	C	E		
甲11-23		下	M, Q, P, R						G	F	E	C	D	C	C	E		
甲11-24		上段(左)	Q, R						G	F	E	C	D	C	D	E		
甲11-25		上段(中央)	M, Q						G	F	E	C	D	C	D	E		
甲11-26		上段(右)	Q, R						D	E	C	D	C	D	E			
甲11-27		下段(左)	Q, R						G	F	E	C	D	C	D	E		
甲11-28		下段(中央)	Q, R						G	F	E	C	D	C	D	E		
甲11-29		下段(右)	M, R						E	E	C	D	B	D	E			
甲11-30	4	左上	R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-31		右上	Q						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-32		左下	R						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-33		右下	Q						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-34	5	左下(上)	O	同上	B	全	無		G	F	E	C	B	C	C	E		
甲11-35		左下(下)	O						G	F	E	C	B	C	C	E		
甲11-36		右上部(左上)	R						D	E	C	A	C	C	E			
甲11-37		右上部(右上)	Q						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-38		右上部(左下)	O						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-39		右上部(右下)	R						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-40	6	左上	P	同上	B	全	無		G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-41		左下	P						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-42		右上	N						G	F	E	C	A	C	D	E		
甲11-43		右下	N						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-44	7	左下(上)	M	同上	B	全	無		G	F	E	C	B	C	C	E		
甲11-45		左下(下)	M						G	F	E	C	B	C	C	E		
甲11-46		右上部(左上)	P						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-47		右上部(右上)	M						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-48		右上部(左下)	M						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-49		右上部(右下)	N						G	F	E	C	A	C	C	E		
甲11-50	8, 9	左上	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	C	C	D	B	C	E			
甲11-51		右下	M, N, Q, O, P, R						D	C	C	D	B	C	E			
甲11-52	10, 11	左下	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		A	C	C	D	B	C	E			
甲11-53		右上	M, N, Q, O, P, R						B	C	C	D	B	C	E			
甲11-54	12	左上	R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-55		右上	R						G	F	E	C	A	C	D	E		
甲11-56		左下	R						G	F	E	C	A	C	D	E		
甲11-57		右下	R						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-58	13		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	B	C	A	C	C	E			
甲11-59	14		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	B	C	E			
甲11-60	15	左上	R	同上	B	全	無		G	F	E	C	A	C	E			
甲11-61		右上	R						G	F	E	C	B	C	E			
甲11-62		左下	R						D	E	C	B	A	E				
甲11-63	16	右下	R	同上	B	全	無		G	F	E	C	C	C	E			
甲11-64		左上	R						G	F	D	C	A	C	E			
甲11-65		右上	R						G	F	E	C	F	C	E			
甲11-66		左下	R						G	F	D	C	F	C	E			
甲11-67		右下	R						G	F	D	C	A	C	E			
甲11-68	17		Q, R	同上	B	全	無		G	F	B	C	D	C	E			
甲11-69	19		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約27%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	C			

甲11-70	20		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C		F	C		E	
甲11-71	21		R	同上	B	全	無		G	F	C	C		B	C		E	
甲11-72	22		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約12%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C		B	D		C	
甲11-73	24		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C		C	C		E	
甲11-74	25		R	同上	B	全	無		G	F	B	C		F	C		E	
甲11-75	26		R	同上	B	全	無		G	F	B	C		C	C		E	
甲11-76	27	左上	R	同上	B	全	無		G	F	D	C		C	C		E	
甲11-77		右上	R						G	F	E	C		B	C		E	
甲11-78		左下	R						G	F	E	C		A	C		E	
甲11-79		右下	N, R						G	F	D	C		D	C		E	
甲11-80		28							R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約23%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C
甲11-81	30		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C		C	C		E	
甲11-82	31	左上	R	同上	B	全	無		G	F	E	C		A	C		E	
甲11-83		右上	R						G	F	E	C		C	C		E	
甲11-84		左下	R						G	F	D	C		C	C		E	
甲11-85		右下	R						G	F	E	C		A	C		E	
甲11-86		33							R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約14%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C
甲11-87	34		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D		B	C		C	C		E	
甲11-88	35		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C		C	C		E	
甲11-89	36		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D		B	C		E	C		E	
甲11-90	37		R	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		D	F	C	C		C	C		E	
甲11-91	38	左上	Q	同上	B	全	無		G	F	E	C		B	C		D	E
甲11-92		右上	Q						G	F	E	C		F	C		D	E
甲11-93		左下	Q						G	F	E	C		B	C		D	E
甲11-94		右下	Q						G	F	E	C		C	C		D	E
甲11-95		39							Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D		B	B
甲11-96	41		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約13%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	C	C		C	C		C	
甲11-97	42	左上	Q	同上	B	全	無		G	F	E	C		C	C		E	
甲11-98		右上	Q						G	F	E	C		C	C		E	
甲11-99		左下	Q						G	F	E	C		C	C		E	
甲11-100		右下	Q						G	F	E	B		C	C		E	
甲11-101		43							Q	同上	B	全	無		G	F	B	C
甲11-102	44		Q	同上	B	全	無		G	F	B	C		F	C		E	
甲11-103	45		Q	同上	B	全	無		G	F	C	C		B	C		E	
甲11-104	46	左	Q	同上	B	一	有	無	D	F	E	C		A	C		C	
甲11-105		右	Q						D	F	E	C		A	C		C	
甲11-106	47	左	Q	同上	B	一	有	無	D	F	E	C		B	A		C	
甲11-107		右	Q						D	F	E	C		A	C		C	

甲11-108	48		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	B	C	A	C	E	
甲11-109	49		Q	同上	B	全	無	G	F	C	C	F	C	E	
甲11-110	50	左上	Q	同上	B	全	無	G	F	E	C	B	C	E	
甲11-111		右上	Q					G	F	E	C	C	C	E	
甲11-112		左下	Q					G	F	E	C	F	C	E	
甲11-113		右下	Q					G	F	E	C	C	C	E	
甲11-114	51		Q	同上	B	全	無	G	F	B	C	C	C	E	
甲11-115	53		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約16%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	C
甲11-116	54、55		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、見開き2頁にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	見	無	G	F	B	C	C	C	E	
甲11-117	56		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	C	C	C	C	E	
甲11-118	57		Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	B		B	B	A	B	E	
甲11-119	58	左	Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	A	C	C
甲11-120		右	N、Q						G	F	E	C	C	C	C
甲11-121	59	左	Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。両写真下に記事があるが、記事の内容は両写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは両写真の約72%にとどまり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	E	C	C	C	C
甲11-122		右	Q						G	F	E	C	C	C	C
甲11-123	60		Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	C	C	D	C	E	
甲11-124	61		Q	同上	B	全	無	G	F	B	C	C	C	E	
甲11-125	62	左上	Q	同上	B	全	無	G	F	D	C	C	C	E	
甲11-126		右上	Q					G	F	D	C	C	C	E	
甲11-127		左下	Q					G	F	D	C	C	C	E	
甲11-128		右下	Q					G	F	D	C	C	C	E	
甲11-129	63		Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	D		C	C	A	C	E	
甲11-130	64	左上	O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	E	C	B	C	D	E
甲11-131		右上	O					G	F	E	C	F	C	D	E
甲11-132		左下	O					G	F	E	C	B	C	D	E
甲11-133		右下	O					G	F	E	C	F	C	D	E
甲11-134	65		O	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	D	F	B	C	A	C	C	E
甲11-135	66		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	C	C	C	C	E	
甲11-136	67		O	同上	B	全	無	G	F	B	C	B	C	E	
甲11-137	69		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約35%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	A	C	C
甲11-138	70		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	G	F	B	C	C	A	E	
甲11-139	71	左上	O	同上	B	全	無	G	F	E	C	B	C	E	
甲11-140		右上	O					G	F	E	C	F	C	E	
甲11-141		左下	O					G	F	E	C	C	C	E	
甲11-142		右下	O					G	F	E	C	B	C	E	
甲11-143	72		O	同上	B	全	無	G	F	B	C	F	C	E	
甲11-144	73		O	同上	B	全	無	G	F	C	C	C	C	E	

甲11-145	74		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約21%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	C	C	C	C
甲11-146	76		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C	C	C	C	C	C	E
甲11-147	77	左上	O	同上	B	全	無		G	F	E	C	C	B	C	C	E	
甲11-148		右上	O						G	F	E	C	C	B	C	C	E	
甲11-149		左下	O						G	F	E	C	C	C	C	C	E	
甲11-150		右下	N、O						G	F	E	C	C	B	C	C	E	
甲11-151	78	左上	O	甲11-151、152及び甲11-154は、左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。また、甲11-153は、左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場における様子を撮影したものではないが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	C	C	C	C	E	
甲11-152		右上	O						G	F	E	C	B	C	C	E		
甲11-153		左下	O						B		E	B	B	B	E			
甲11-154		右下	O						G	F	E	C	C	C	C	E		
甲11-155	79		O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C	C	C	C	E		
甲11-156	80	左上	P	同上	B	全	無		G	F	E	C	C	C	C	D	E	
甲11-157		右上	P						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-158		左下	P						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-159		右下	P						G	F	E	C	F	C	D	E		
甲11-160	81		P	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場における様子を撮影したものではないが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		D	C	A	A	B	C	E			
甲11-161	83		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約22%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	C	C		
甲11-162	84	左上	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	C	C	C	E		
甲11-163		右上	P						G	F	E	C	B	C	E			
甲11-164		左下	P						G	F	E	C	C	C	E			
甲11-165		右下	P						G	F	E	C	C	C	E			
甲11-166	85		P	同上	B	全	無		G	F	C	C	A	C	E			
甲11-167	86		P	同上	B	全	無		G	F	C	C	B	C	E			
甲11-168	87		P	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E			
甲11-169	88		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約28%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	C			
甲11-170	90		P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	B	C	E			
甲11-171	91	左上	P	同上	B	全	無		G	F	E	C	C	C	C	E		
甲11-172		右上	P						G	F	E	C	C	C	E			
甲11-173		左下	P						G	F	E	C	C	C	E			
甲11-174		右下	P						G	F	E	C	C	C	E			
甲11-175	92		P	同上	B	全	無		G	F	B	C	C	C	E			
甲11-176	93		P	同上	B	全	無		G	F	C	C	B	C	E			
甲11-177	94	左上	N	同上	B	全	無		G	F	E	C	A	B	D	E		
甲11-178		右上	N						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-179		左下	N						G	F	E	C	B	C	D	E		
甲11-180		右下	N						G	F	E	C	A	C	D	E		
甲11-181	95		N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。真全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場における様子を撮影したものではないが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B	C	A	A	B	C	E			
甲11-182	96		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C	C	C	B	E		
甲11-183	97		N	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E			
甲11-184	99		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約21%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	B	C	C			

甲11-185	100		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	C	C	C	E
甲11-186	101	左上	N	同上	B	全	無		G	F	E	B	A	C	E	
甲11-187		右上	N						G	F	E	B	B	C	E	
甲11-188		左下	N						G	F	E	C	A	C	E	
甲11-189		右下	N						G	F	E	C	C	C	E	
甲11-190	102		N	同上	B	全	無		G	F	C	C	B	C	E	
甲11-191	103		N	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E	
甲11-192	105		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約24%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	C	
甲11-193	106		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E	
甲11-194	107		N	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E	
甲11-195	108	左上	M	同上	B	全	無		G	F	E	C	A	C	D	E
甲11-196		右上	M						G	F	E	C	A	C	D	E
甲11-197		左下	M						G	F	E	C	C	C	D	E
甲11-198		右下	M						G	F	E	C	B	C	D	E
甲11-199	109		M	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B	C	A	A	B	C	E	
甲11-200	111		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約18%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	C	C	C	
甲11-201	112		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	B	C	B	C	E	
甲11-202	113	左上	M	同上	B	全	無		G	F	E	C	C	C	E	
甲11-203		右上	M						G	F	D	C	F	C	E	
甲11-204		左下	M						G	F	D	C	B	C	E	
甲11-205		右下	M						G	F	E	C	C	C	E	
甲11-206	114		M	同上	B	全	無		G	F	C	C	B	C	E	
甲11-207	115		M	同上	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E	
甲11-208	116		M	同上	B	全	無		G	F	B	C	C	C	E	
甲11-209	117	左上	M	同上	B	全	無		G	F	D	C	C	C	E	
甲11-210		右上	M						G	F	E	C	B	C	E	
甲11-211		左下	M						G	F	D	C	B	C	E	
甲11-212		右下	M						G	F	E	C	B	C	E	
甲11-213	119		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約22%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無	G	F	D	C	A	A	C	
甲11-214	120		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	C	C	C	C	E	
甲11-215	121		M	同上	B	全	無		G		C	C	A	B	E	
甲11-216	122,123	左下	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。甲11-216の左側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約20%にすぎず、また、甲11-217の右側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約14%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有		A	C	C	D	B	C	C
甲11-217		右上	M, N, Q, O, P, R													
甲11-218	124,125	左上	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。甲11-218の右側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約15%にすぎず、また、甲11-219の左側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約21%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有		G	A	C	C	D	B	C
甲11-219		右下	M, N, Q, O, P, R							B	D	C	E	B	C	
甲11-220	126,127	左下	M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されている。甲11-220の左側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約24%にすぎず、また、甲11-221の右側に紹介記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約15%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	有	有		A	C	C	D	C	C	C
甲11-221		右上	M, N, Q, O, P, R													
甲11-222	128	上段(左から1番目)	P	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		G	F	E	C	C	C	C	E
甲11-223		上段(左から2番目)	R						G	F	E	C	C	C	C	E
甲11-224		上段(左から3番目)	N						G	F	E	C	C	C	C	E
甲11-225		上段(左から4番目)	N, Q						G	F	E	C	D	C	C	E
甲11-226		上段(左から5番目)	R						G	F	E	C	A	C	C	E
甲11-227		上段(左から6番目)	Q						G	F	E	C	A	C	C	E
甲11-228		上段(左から7番目)	Q						G	F	E	C	A	C	C	E
甲11-229		下段(左から1番目)	M, N, O						G	F	E	C	D	C	C	E
甲11-230		下段(左から2番目)	M, R						E	E	C	D	C	C	C	E
甲11-231		下段(左から3番目)	R						G	F	E	C	C	C	C	E
甲11-232		下段(左から4番目)	N						G	F	E	C	C	C	C	E
甲11-233		下段(左から5番目)	O						G	F	E	C	B	C	C	E
甲11-234		下段(左から6番目)	M, N, O						G	F	E	C	D	C	C	E
甲11-235		裏表紙							M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものではあるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	D

個別主張一覧表(12)

原告らの主張						被告の主張及び原告らの認否														
写真番号	掲載ページ	掲載場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真の一部・全額・見開き	記事	関連性	被告		原告ら		被告		原告ら		被告		原告ら	
									撮影中の活動	写真の大きさ	写真の鮮明度	肖像占有度	表情・ポーズ等	記事の有無等	被告	原告ら	被告	原告ら	被告	原告ら
甲12-1	表紙	左上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	B	B	B	A						
甲12-2		右上	Q						A	E	C	B	B	A						
甲12-3		左下	N, P						A	E	C	D	C	A						
甲12-4		右下	M, O						A	E	C	D	C	A						
甲12-5	表袖	上	Q	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無		E	E	C	C	C	E						
甲12-6		下	R						E	E	C	F	C	E						
甲12-7	1	左上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。表表紙において、頁の全面にわたり、原告らの表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	B	B	B	C	E					
甲12-8		右上	Q						A	E	C	B	B	C	E					
甲12-9		左下	N, P						A	E	C	D	C	C	E					
甲12-10		右下	M, O						A	E	C	D	C	C	E					
甲12-11	2, 3		M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。見開き2頁にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	見	無		C	B	C	D	C	C	E					
甲12-12	6		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	A	C	C	C	C					
甲12-13	7		Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	B	B	C	C						
甲12-14	10		M	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	B	C	C	C						
甲12-15	11		P	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	B	C	B	C						
甲12-16	12		M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	D	D	C	D	B	C						
甲12-17	13		Q, R	同上	A	一	有	無	D	D	C	D	C	C						
甲12-18	14		O	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	A	C	C	C						
甲12-19	15		N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	A	C	B	C						
甲12-20	17	左上	O	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		A	E	C	C	C	D						
甲12-21		右上	M						A	E	C	B	C	D						
甲12-22		左下	P						A	E	B	C	B	D						
甲12-23		右下	R						A	D	C	C	C	D						
甲12-24	19		M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無		B	C	C	E	C	D						
甲12-25	20		Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	C	C	C	C						
甲12-26	21		R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無	A	C	B	B	B	C						
甲12-27	23		M, N, Q, O, P, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約96%にとどまり、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無	A	D	C	D	B	C						

甲12-127		上段	N	甲12-127は、左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。						A	E	C	A	C	C	
甲12-128		中段(左)	N, Q							E	E	C	F	C	C	
甲12-129	92	中段(右)	N	また、甲12-128ないし131は、被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲12-128の上に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。						G	F	E	C	F	C	C
甲12-130		下段(左)	N							E	E	C	B	C	C	
甲12-131		下段(右)	N, O							E	E	C	D	C	C	
甲12-132		左上	N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲12-132及び甲12-135の下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約4%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		E	E	C	F	C	C	
甲12-133		右上	M, N							E	E	C	D	C	C	
甲12-134		左下	N							E	E	C	C	C	C	
甲12-135		右下	N							G	F	E	C	F	C	C
甲12-136	95		N	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したモノクロ写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無		G	F	E	C	C	C	C
甲12-137	96		N	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無		A	C	B	C	C	C	
甲12-138	98		M	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無		A	C	B	B	C	C	
甲12-139		左上	P	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。頁中央に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無		A	D	B	C	B	C	
甲12-140		右上	N							A	E	C	C	C	C	
甲12-141		下	N, Q, O, P, R							C	D	C	D	C	C	
甲12-142	101		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したモノクロ写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無		G	F	E	C	B	C	C
甲12-143		上段	M	甲12-143は、左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。						A	E	C	A	C	C	
甲12-144		中段(左)	M							E	F	E	C	B	C	C
甲12-145	102	中段(右)	M, N, O, P	また、甲12-144ないし147は、被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲12-144の上に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約3%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。						G	F	E	C	D	C	C
甲12-146		下段(左)	M							E	F	E	C	F	C	C
甲12-147		下段(右)	M							E	E	C	C	C	C	
甲12-148		左上	M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。甲12-148の下に記事があるが、記事の内容は写真4枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真4枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、真の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	有	無		G	E	C	F	C	C	
甲12-149		右上	M							E	D	C	C	B	C	
甲12-150		左下	M, N, R							E	E	C	F	C	C	
甲12-151		右下	M							E	E	C	F	C	C	
甲12-152	105		M	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	一	有	無		A	E	C	D	C	C	
甲12-153		左上	R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、記事の内容は写真3枚とは関連しない内容である上、記事の大きさは写真3枚の約2%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	無		A	D	C	E	C	B	
甲12-154		右上	M, O							C	E	C	F	C	C	
甲12-155		下	R							A	D	C	E	C	B	
甲12-156		上	Q, R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されている。写真下に記事があるが、紹介記事の大きさは本件写真の約1%にすぎず、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	有	有		A	D	C	E	C	C	
甲12-157		左下	M, N							C	E	C	D	C	C	
甲12-158		右下	O, P							A	E	C	D	C	C	
甲12-159	108		M	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したモノクロ写真であり、芸能活動を撮影したものではない。写真下に記事があるが、記事の内容は本件写真とは関連しない内容である上、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	一	有	無		G	F	E	C	F	C	C
甲12-160		左上	M							A	E	C	B	C	C	E
甲12-161		右上	P	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無			A	E	C	C	C	C	E
甲12-162		左下	Q							A	E	C	B	C	C	E
甲12-163		右下	N							A	E	C	C	C	C	E
甲12-164		上	M, N, Q, O, P, R	同上						A	D	C	D	C	B	E
甲12-165		左下	R							A	E	C	B	C	C	E
甲12-166		右下	O							C	E	C	F	C	C	E

甲12-167	112	上段(左)	Q	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したモノクロ写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	A	E	C	A	C	C	E
甲12-168		上段(中央)	P					A	E	C	A	C	C	E
甲12-169		上段(右)	R					A	E	C	A	C	C	E
甲12-170		下段(左)	M					A	E	C	A	C	C	E
甲12-171		下段(中央)	N					A	E	C	A	C	C	E
甲12-172		下段(右)	O				A	C	C	E				
甲12-173	裏袖	上から1番目	O	左記被撮影者のプライベート時の様子を撮影したカラー写真であり、芸能活動を撮影したものではない。記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。撮影場所は不明であるが、頁の全面にわたり、プライベート時の表情までアップで掲載されているものであり、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権を侵害し、かつ肖像権を著しく侵害するものである。	B	全	無	E	E	C	B	C	E	
甲12-174		上から2番目	M					E	E	C	A	C	E	
甲12-175		上から3番目	N					E	E	C	C	C	E	
甲12-176		上から4番目	P					E	E	C	C	C	E	
甲12-177	裏表紙		N、Q、O、P、R	左記被撮影者のコンサート等の様子を撮影したカラー写真である。頁の全面にわたり、表情まで分かるように掲載されており、記事等は一切なく、単に原告らの肖像を鑑賞させるために掲載されたものである。公開の場所における様子を撮影したものであるが、芸能活動に関する解説の一部として掲載された写真ではなく、被撮影者のパブリシティ権及び肖像権を侵害するものである。	A	全	無	C	E	C	D	C	A	